

○湖周行政事務組合印刷物に関する広告掲載取扱要領

令和3年2月1日

湖周行政事務組合告示第3号

(趣旨)

第1条 この要領は、湖周行政事務組合広告掲載要綱（令和3年湖周行政事務組合告示第1号。以下「要綱」という。）第4条及び第5条の規定に基づき、湖周行政事務組合の印刷物に関する広告の掲載に関して必要な事項を定めるものとする。

(広告媒体)

第2条 広告掲載が可能な印刷物は、別表のとおりとする。

(掲出基準)

第3条 掲載する広告は、湖周行政事務組合広告掲載基準要領（令和3年湖周行政事務組合告示第2号）に規定するもののほか、公共性及び品位を損なうおそれがないものとする。

(広告の基準)

第4条 広告の規格、掲載位置その他掲載方法は、組合長が別に指定する。

(広告掲載の申込み)

第5条 別表に規定する広告媒体に広告を掲載しようとするもの（以下「申込者」という。）

は、湖周行政事務組合印刷物に関する広告掲載申込書（様式第1号）及び広告案の原稿（以下「申込書等」という。）を組合長に提出しなければならない。

2 広告案の原稿は、申込者の責任及び負担で作成するものとする。

(広告掲載の決定)

第6条 組合長は、前条第1項の申込書等の提出を受けたときは、内容を審査し、掲載の可否を決定する。

2 組合長は、掲載する広告の可否を審査するに当たり、必要があると認めるときは、要綱第6条に規定する湖周行政事務組合広告審査委員会の意見を聴くことができる。

3 組合長は、複数の申込みがあったときは、抽選により決定する。

4 組合長は、広告掲載の可否を決定したときは、湖周行政事務組合印刷物に関する広告掲載決定通知書（様式第2号）により申込者に通知するものとする。

(事前協議)

第7条 前条の規定により広告掲載の決定を受けたもの（以下「広告主」という）は、広

告の内容、デザイン等に関して事前に組合長と協議しなければならない。

(広告料)

第8条 広告料は、別表のとおりとする。

(広告料の納入)

第9条 広告主は、請求のあった日から組合長が指定する日までに広告料を全額納入しなければならない。

(広告掲載の取消し)

第10条 組合長は、次の各号のいずれかに該当するときは、広告掲載の決定を取り消すことができる。

- (1) 指定する日までに広告料の納入がないとき。
- (2) 広告の内容、デザイン等に関して事前に協議がないとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、広告の掲載が適当でないと組合長が認めたとき。

(広告料の還付)

第11条 組合長は、前条第2号及び第3号の規定により広告の掲載を取り消したときは、納入済みの広告料を還付しないことができる。

2 湖周行政事務組合の都合により広告の掲載ができなかった場合は、掲出できなかった日数に応じて日割に計算した額を広告主に還付する。

(広告主の責務)

第12条 広告の内容、デザイン等に関する一切の責任は、広告主が負うものとする。

(補則)

第13条 この要領に定めるもののほか、この要領の施行に関し必要な事項は、組合長が別に定める。

附 則

この告示は、令和3年2月1日から施行する。

別表 (第2条・第5条・第8条関係)

広告媒体	広告料
えこぼんだより	1回 1千円以上
その他組合長が認めたもの	組合長が別に定める額

様式第1号（第5条関係）

年 月 日

湖周行政事務組合印刷物に関する広告掲載申込書

湖周行政事務組合 組合長 殿

申込者 住所(所在地)
名 称
代 表 者 名
電 話 番 号

湖周行政事務組合印刷物に関する広告掲載要領第5条の規定により、次のとおり申し込み
ます。

1 掲載希望広告媒体の種類

2 掲載希望期間

年 月 日 から 年 月 日まで

3 備考

- (1) 広告は、湖周行政事務組合広告掲載要綱等の規定を遵守してください。
- (2) 広告には、いかなる個人名も掲載することができません。ただし、個人名が事業所名として使用されているときは、この限りではありません。

様式第2号（第6条関係）

年 月 日

湖周行政事務組合印刷物に関する広告掲載決定通知書

様

湖周行政事務組合
組合長

年 月 日付で申し込みのあった広告の掲載について、下記のとおり掲載（する・しない）ことを決定しましたので通知します。

広告媒体	
掲載位置 規格等	
掲載期間	年 月 日 から 年 月 日 まで
広告料	円
掲載しない 場合の理由	
備考	

様式第1号 (第5条関係)

様式第2号 (第6条関係)